

感推第419号の2
令和3年10月14日

一般社団法人岐阜県医師会長 様

岐阜県健康福祉部感染症対策推進課
ワクチン接種対策室長

岐阜県新型コロナウイルス感染症ワクチン個別接種促進事業費交付金
交付要綱の制定及び申請について

平素より、当県の感染症対策行政に御理解と御協力を賜り誠にありがとうございます。

令和3年7月27日付け感推第419号で送付しました岐阜県新型コロナウイルス感染症ワクチン個別接種促進事業費交付金交付要綱について、別添のとおり改定しましたので、御承知いただくとともに、8月及び9月の接種実績に関する要綱第4条の申請について、別紙に従い提出していただきますよう貴会会員への周知をお願いいたします。

担当所属	健康福祉部感染症対策推進課 ワクチン接種対策室 市町村支援第5係		
担当係長	武藤	担当	渡邊
電話番号	058-272-1111 (内線) 2762		
E-mail	c11237@pref.gifu.lg.jp		

岐阜県新型コロナウイルス感染症ワクチン個別接種促進事業費交付金
(8月・9月分)申請方法について

1. 申請期限

令和3年10月31日(日)(当日消印有効)

2. 提出書類

- ・岐阜県新型コロナウイルス感染症ワクチン個別接種促進事業費交付金交付申請書(別記様式)
- ・新型コロナウイルスワクチン接種の実績報告書(様式2)
- ・個別接種促進のための支援事業に係る請求書(様式3)
(様式3の宛名は「岐阜県知事様」としてください。)
- ・預金通帳の写し(通帳の表紙を開いたページで、金融機関名、支店名、口座番号、口座名義人のわかる部分)(5月～7月分を申請済みの医療機関については提出不要です。なお、振込先を変更する場合は変更後の口座の預金通帳の写しが必要です。)

※各様式について、押印は不要です。(職域接種分を申請する場合に添付する団体証明書については、対象団体の押印が必要です。)

※各様式や交付要綱は、岐阜県感染症対策推進課ホームページから取得できます。

トップページ > 組織でさがす > 感染症対策推進課 > 新型コロナウイルスワクチン接種体制支援事業

<https://www.pref.gifu.lg.jp/page/161362.html>

※コロナウイルスワクチン接種の時間外及び休日対応に係る請求書(様式1)は、本交付金では使用しない様式です。こちらの提出先は市町村ですので、お間違えのないようご注意ください。

3. 提出先・提出方法等

<提出先>

〒500-8570

岐阜市藪田南2-1-1

岐阜県感染症対策推進課ワクチン接種対策室 市町村支援第5係

<提出方法>

- ・「2. 提出書類」で示した書類を郵送で提出してください。
- ・封筒の表面に【個別接種促進事業費交付金申請書在中】と朱書きしてください。
- ・提出された申請書類及び添付資料は返却いたしませんので、申請前に写しを取り、保管しておいてください。

<問い合わせ先>

- ・岐阜県新型コロナウイルス感染症ワクチン個別接種促進事業費交付金コールセンター

【電話番号 4回線】

080-7990-7743

080-7990-7747

080-7990-7762

080-7990-7796

【開設期間】

令和3年8月2日～令和4年3月頃（予定）

【開設時間】

平日の9時～17時

※申請書の内容に関する確認もコールセンターの電話から適宜架電しています。

4. その他

- ・今回申請対象となるのは、令和3年8月1日から10月2日までに実施された新型コロナウイルスワクチン個別接種が対象です。10月3日以降の個別接種に係る申請方法については、国から該当分の様式が示され次第、お知らせします。

岐阜県新型コロナウイルス感染症ワクチン個別接種促進事業費交付金交付要綱

令和3年7月27日制定
令和3年10月8日一部改正

(総則)

第1条 県は、新型コロナウイルス感染症に係るワクチンの接種（以下「ワクチン接種」という。）を促進するため、この要綱に基づき個別接種を実施した医療機関に交付金を交付するものとし、その交付に関しては、令和3年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（医療分）交付要綱（令和3年6月10日付け厚生労働省発医政0610第22号・厚生労働省発健0610第2号・厚生労働省発薬生0610第87号厚生労働事務次官通知）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(交付対象者等)

第2条 交付金の交付の対象となる医療機関（以下「交付対象者」という。）及び交付金の額は、別表のとおりとする。

(欠格事由)

- 第3条 前条の規定にかかわらず、次に掲げる者は、交付対象者となることができない。
- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。次号において「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - (2) 暴力団員（暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - (3) 役員等（法人にあっては役員及び使用人（支配人、本店長、支店長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、営業所の業務を統括する者（営業所の業務を統括する権限を代行し得る地位にある者を含む。）をいう。以下同じ。）を、法人以外の団体においてはその者及びその使用人をいう。以下同じ。）が暴力団員であるなど、暴力団がその経営又は運営に実質的に関与している個人又は法人その他の団体（以下この条において「法人等」という。）
 - (4) 役員等が、暴力団員であることを知りながらこれを使用し、又は雇用している個人又は法人等
 - (5) 役員等が、その属する法人等若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等（暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）を利用している個人又は法人等
 - (6) 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している個人又は法人等

- (7) 役員等が、その理由を問わず、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している個人又は法人等
- (8) 役員等が、暴力団又は暴力団員がその経営又は運営に実質的に関与している者であることを知りながら、下請契約、業務の再委託契約、資材等の購入契約等を締結し、これを利用して個人又は法人等

(交付金の交付申請)

第4条 交付金交付申請書の様式は、別記様式のとおりとする。

- 2 交付金交付申請書には、別記様式において定める書類を添付しなければならない。
- 3 交付金交付申請書の提出期限は、知事が別に定める。

(交付金の交付の決定等)

第5条 知事は、前条に規定する申請があったときは、当該申請の内容を審査し、適当と認めるときは、交付金の交付を決定するものとする。

- 2 知事は、前項の規定による交付の決定をしたときは、交付対象者に通知するものとする。

(実績報告)

第6条 実績報告は、第4条の交付申請をもってこれを行ったものとみなす。

(額の確定)

第7条 交付金の額の確定及びその通知は、第5条の規定による交付金の交付決定及びその通知をもってこれを行ったものとみなす。

(交付金の交付の時期)

第8条 交付金は、前条の規定による交付金の額の確定後において交付する。

(決定の取消し)

第9条 知事は、交付対象者が、交付金の交付に関して交付の決定の内容その他法令等若しくはこれに基づく知事の処分違反したとき又は交付対象者がこの要綱に違反したときは、交付金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- 2 前項の規定は、交付すべき交付金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

(交付金の返還)

第10条 知事は、交付金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に交付金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

る。

- 2 知事は、交付対象者に交付すべき交付金の額を確定した場合において、既にその額を超える交付金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

(暴力団の排除)

- 第 1 1 条 第 4 条の申請があった場合において、当該申請をした者が第 3 条の規定に該当するときは、知事は、その者に対して、交付金の交付をしないものとする。
- 2 知事は、第 5 条の規定による交付決定をした後において、交付決定を受けた者が第 3 条の規定に該当することが明らかになったときは、第 9 条第 1 項の規定により、交付金の交付決定を取り消すものとする。
- 3 前項の場合において、既に交付金が交付されているときは、知事は、前条第 1 項の規定により交付金の返還を命ずるものとする。

(加算金及び延滞金)

- 第 1 2 条 交付対象者は、第 1 0 条第 1 項の規定により交付金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る交付金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該交付金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年 10.95 パーセントの割合で計算した加算金を県に納付しなければならない。
- 2 交付金が 2 回以上に分けて交付されている場合における前項の規定の適用については、返還を命ぜられた額に相当する交付金は、最後の受領の日を受領したものとし、当該返還を命ぜられた額がその日に受領した額を超えるときは、当該返還を命ぜられた額に達するまで順次さかのぼりそれぞれの受領の日において受領したものとする。
- 3 第 1 項の規定により加算金を納付しなければならない場合において、交付対象者の納付した金額が返還を命ぜられた交付金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命ぜられた交付金の額に充てられたものとする。
- 4 交付対象者は、交付金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金を県に納付しなければならない。
- 5 知事は、第 1 項及び前項の場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、加算金又は延滞金の全部又は一部を免除することができる。

附 則

この要綱は、令和 3 年度分の予算に係る交付金から適用する。

附 則

この要綱は、令和 3 年度分の予算に係る交付金から適用する。

別表（第2条関係）

	交付対象者	交付金の額
診療所 ※同一日に①から⑨までを重複して交付しない。	①令和3年5月9日から令和3年7月31日までの期間に、週100回以上の接種を4週間以上行った場合	①週100回以上の接種を4週間以上行った週における接種回数×2,000円
	②令和3年5月9日から令和3年7月31日までの期間に、週150回以上の接種を4週間以上行った場合	②週150回以上の接種を4週間以上行った週における接種回数×3,000円
	③令和3年5月9日から令和3年7月31日までの期間に、1日当たり50回以上の接種を行った場合	③100,000円 ×1日当たり50回以上接種した日数 （①又は②の要件を満たさない週に属する日に限る。）
	④令和3年8月1日から令和3年10月2日までの期間に、週100回以上の接種を4週間以上行った場合	④週100回以上の接種を4週間以上行った週における接種回数×2,000円
	⑤令和3年8月1日から令和3年10月2日までの期間に、週150回以上の接種を4週間以上行った場合	⑤週150回以上の接種を4週間以上行った週における接種回数×3,000円
	⑥令和3年8月1日から令和3年10月2日までの期間に、1日当たり50回以上の接種を行った場合	⑥100,000円 ×1日当たり50回以上接種した日数 （④又は⑤の要件を満たさない週に属する日に限る。）
	⑦令和3年10月3日から令和3年12月4日までの期間に、週100回以上の接種を4週間以上行った場合	⑦週100回以上の接種を4週間以上行った週における接種回数×2,000円

	⑧令和3年10月3日から令和3年12月4日までの期間に、週150回以上の接種を4週間以上行った場合	⑧週150回以上の接種を4週間以上行った週における接種回数×3,000円
	⑨令和3年10月3日から令和3年12月4日までの期間に、1日当たり50回以上の接種を行った場合	⑨100,000円 ×1日当たり50回以上接種した日数 (⑦又は⑧の要件を満たさない週に属する日に限る。)
<p>病院</p> <p>※同一日に①及び②、③及び④、⑤及び⑥の要件を満たすときは、それぞれ重複して交付する。</p>	①令和3年5月9日から令和3年7月31日までの期間に、1日当たり50回以上の接種を行った場合	①100,000円 ×1日当たり50回以上接種した日数
	②令和3年5月9日から令和3年7月31日までの期間に、特別な接種体制を確保した場合(通常診療とは別に、接種のための特別な人員体制を確保した場合であって、休日、休診日、時間外、平日診療時間内の別を問わない。)であって、50回以上/日の接種を週1日以上達成する週が、7月31日までに4週間以上ある場合	②(1)及び(2)を合計した額 (1)7,550円×医師の延べ従事時間 (2)2,760円×看護師等の延べ従事時間
	③令和3年8月1日から令和3年10月2日までの期間に、1日当たり50回以上の接種を行った場合	③100,000円 ×1日当たり50回以上接種した日数
	④令和3年8月1日から令和3年10月2日までの期間に、特別な接種体制を確保した場合(通常診療とは別に、接種のための特別な人員体制を確保した場合であって、休日、休診日、時間外、平日診療時間内の別を問わない。)であって、50回以上/日の接種を週1日以上達成する週が、10月2日までに4週間以上ある場合	④(1)及び(2)を合計した額 (1)7,550円×医師の延べ従事時間 (2)2,760円×看護師等の延べ従事時間

	<p>⑤令和3年10月3日から令和3年12月4日までの期間に、1日当たり50回以上の接種を行った場合</p>	<p>⑤100,000円 ×1日当たり50回以上接種した日数</p>
	<p>⑥令和3年10月3日から令和3年12月4日までの期間に、特別な接種体制を確保した場合（通常診療とは別に、接種のための特別な人員体制を確保した場合であって、休日、休診日、時間外、平日診療時間内の別を問わない。）であって、50回以上／日の接種を週1日以上達成する週が、12月4日までに4週間以上ある場合</p>	<p>⑥(1)及び(2)を合計した額 (1)7,550円×医師の延べ従事時間 (2)2,760円×看護師等の延べ従事時間</p>

岐阜県新型コロナウイルス感染症個別接種促進事業費交付金

Q & A (8～9月分更新)

<申請書類の提出>

Q1. 交付金を申請するには何をどのように提出すればよいでしょうか。(更新)

A1. 申請書(別記様式)、実績報告書(様式2)、請求書(様式3)、請求書に記入した振込先を確認するため、通帳を開いた部分の写しを郵送で提出してください。

(5月～7月分を申請済みの医療機関については提出不要です。なお、振込先を変更する場合は変更後の口座の預金通帳の写しが必要です。)

Q2. 申請書類はどこで入手できますか。

A2. 岐阜県ホームページから入手できます。

URL <https://www.pref.gifu.lg.jp/page/161362.html>

Q3. なぜメールで提出できないのですか。

A3. 郵送と比較して、送信エラーや誤送信による不着が生じやすいと考えられますので、郵送での提出をお願いしています。

Q4. 申請書類に押印は必要ですか。(更新)

A4. すべての様式について押印は不要です。

※8月12日事務連絡「新型コロナウイルスワクチンの時間外・休日の接種及び個別接種促進のための支援事業の請求について(その2)」にて支援事業の対象と示された一部職域接種を計上する場合に必要な添付書類にのみ押印が必要です。

Q5. 申請書類を提出した後に医療機関が行う作業はありますか。

A5. 申請内容を確認し、不明な点があれば県から問い合わせをしたり、修正を依頼したりする場合がありますので、そのときはご対応ください。申請内容に問題がなければ、申請書類提出後に行っていただく作業はありません。

Q6. 8～9月分の申請書類の提出期限を過ぎると交付を受けることはできませんか。(更新)

A6. 8～9月分の提出期限が過ぎても申請は受付しますが、できるだけ期限内にご提出いただきますようご協力をお願いします。

※5月9日～7月31日分の申請につきましては受付終了しております。

<交付決定から振込まで>

Q1. 申請が認められた後の流れを教えてください。

A1. 申請内容の審査を行い、適切と認められた場合は、医療機関宛てに交付決定通知をお送りし、その後、交付金をお振込みします。

Q2. 申請からどれくらいの期間で交付金が振り込まれるのでしょうか。

A2. たいへん多くの医療機関から申請書が提出されますので、申請受付から振込みまで1か月～2か月はかかる見込みです。

Q3. 提出した申請書類を訂正したいのですが。(更新)

A3. 提出された申請書類の審査状況を確認しますので、コールセンターへご連絡ください。また、交付決定を行った申請については原則訂正の受付を行いません。

Q4. 交付申請した額に誤り(額が過少)があったので、再度申請したいのですが。

A4. 提出された申請書類の審査状況を確認しますので、コールセンターへご連絡ください。

Q5. 交付申請した額に誤り(額が過剰)があったので、返還したいのですが。

A5. 交付状況を確認しますので、コールセンターへご連絡ください。

<各支援制度共通事項>

Q1. 対象期間はいつからいつまでですか。(更新)

A1. 今回の交付は、8月1日から10月2日までに行われた個別接種が対象です。10月11月分の申請方法は別途お示しします。

Q2. 「時間外」「休日」の定義を教えてください。

A2. 休日：日曜日、祝日、休診日(平素から医療機関が定めている診療時間において、終日、診療時間が割り当てられていない日)。

時間外：休日以外の日で、平素から医療機関が定めている診療時間以外の時間。

Q3. 時間外の接種に該当するかどうかは、受付時間と実際に接種した時間のどちらで判断すればよいのでしょうか。

- A3. 受付時間を判断基準としてください。
- Q4. 1日の接種回数を記録するにあたって、深夜12時を越えて接種した日があった場合は、どのように計算すればいいですか。
- A4. 1日の考え方は、0時から24時までで、仮に24時を跨いで連続した接種を行った場合は、24時以前の日付の分として記録してください。
- Q5. 高齢者以外の方に接種した実績も対象となるのでしょうか。
- A5. 対象となります。
- Q6. 接種実績には、予診のみとなった場合も含めていいのでしょうか。
- A6. 当該事業は、接種回数に対する財政支援のため、予診のみの場合は実績には含めないでください。(接種対策費負担金の時間外・休日加算とは取扱いが異なります。)
- Q7. 週100回以上、1日に50回以上のような条件を満たしたかの判断の際、予約段階では条件を満たしていたものの、キャンセル等により、条件の接種回数を下回った場合は、条件を達成した週数、日数に含めてよいのでしょうか。
- A7. 含めません。接種を行った実績ベースで判断してください。
- Q8. 1週間の考え方は、月曜日から算定するのか日曜日から算定するのか教えてください。
- A8. 日曜日から土曜日で算定することとしています。
- Q9. 各支援策で条件となっている「4週間以上」は、連続する4週間以上を意味しますか。
- A9. 連続する4週間以上である必要はありません。
- Q10. 各支援策の条件となる接種回数に「巡回接種」による回数も含めてよいのでしょうか。
- A10. 個別接種であれば巡回接種も対象となります。
- Q11. 集団接種会場や職域接種での接種も対象となりますか。
- A11. 個別接種が対象であるため、集団接種会場での接種は対象となりません。ただし、職域接種については、中小企業や大学の接種対象者が医療機関に出向いて接種を受けた場合に限り対象となります。
- Q12. 過去の接種回数を記録していないので、1日ごとの接種回数がわかりません。週の合計回数を報告すればよいのでしょうか。
- A12. 1日ごとの記録がないと交付額を正しく算定することができませんので、実績報告

には必ず1日ごとの回数を記入してください。

Q13. 各メニューの条件を達成すれば、複数のメニューの交付金を重ねて受給できますか。
(更新)

<診療所>

- (a) 週100回以上の接種を8月1日から10月2日までに4週間以上行った場合には、週100回以上の接種をした週における接種回数に対して1回当たり2,000円
- (b) 週150回以上の接種を8月1日から10月2日までに4週間以上行った場合には、週150回以上の接種をした週における接種回数に対して1回当たり3,000円
- (c) 8月1日から10月2日までに1日に50回以上の接種を行った場合には、1日当たり定額で10万円

<病院>

- (c) 8月1日から10月2日までに1日に50回以上の接種を行った場合には、1日当たり定額で10万円
- (d) 特別な接種体制を確保した場合であって、1日に50回以上の接種を週1日以上達成する週が、8月1日から10月2日までに4週間以上ある場合には、(c)に加えて、以下を加算
 - 医師 1人1時間当たり7,550円
 - 看護師等 1人1時間当たり2,760円

A13.

- ・(a)と(b)は同一の日には重複できません。
- ・(a)と(b)がそれぞれ異なる4週間であれば、(a)に該当する4週間には2,000円が、(b)に該当する4週間には3,000円が交付されます。
- ・(a)または(b)と(c)は重複できません。
- ・(c)と(d)は重複できます。

<支援制度(a)(b)について ※診療所対象>

- (a) 週100回以上の接種を8月1日から10月2日までに4週間以上行った場合には、週100回以上の接種をした週における接種回数に対して1回当たり2,000円
- (b) 週150回以上の接種を8月1日から10月2日までに4週間以上行った場合には、週150回以上の接種をした週における接種回数に対して1回当たり3,000円

Q1. 週100回または150回以上の接種を4週間以上行った場合の加算について、病院は対

象となりませんか。

A1. こちらは診療所のみを対象とする支援制度です。病院は対象となりません。

Q2. 診療所への接種回数に応じた加算について、週 100 回または 150 回以上の接種を行った週が 4 週以上ある場合に達成となり、加算されますが、4 週以上達成した場合は、達成できなかった週の実績も加算対象となるのでしょうか。

A2. 対象ではありません。

Q3. 診療所において週 100 回または 150 回以上の接種を行った場合の支援について、条件を満たした場合、その週の 1 回目の接種から対象となるのでしょうか（101 回目からが対象ではないことの確認）。

A3. 1 回目の接種からが対象となります。

Q4. 週 150 回以上の接種を 4 週以上行った場合、週 100 回以上に対する 2,000 円と、週 150 回以上に対する 3,000 円の両方が交付されますか。

A4. 週 100 回以上に対する 2,000 円と、週 150 回以上に対する 3,000 円は、同一の日には重複して交付されません。

Q5. 現在ワクチン供給の見通しが不透明であることから、個別接種の予約受付を一時停止する場合もあり、接種計画の変更により条件を満たすことが困難になることが予想されますが、今後、4 週間以上を 3 週間以上のように制度の条件を緩和する予定はありますか。
(更新)

A5. 現時点において、判定期間や回数の条件を見直す予定は示されていません。

<支援制度 (c) について ※診療所・病院対象>

(c) 8 月 1 日から 10 月 2 日までに 1 日に 50 回以上の接種を行った場合には、1 日当たり定額で 10 万円

Q1. 診療所が週 100 回または 150 回以上を 4 週以上達成し、2,000 円または 3,000 円の交付を受けたうえ、1 日 50 回以上を達成した日に 10 万円の交付を受けることはできますか。

A1. 週 100 回または 150 回以上を 4 週以上達成し、2,000 円または 3,000 円の交付を受けたのと同じ日には、1 日 50 回以上達成による 10 万円は交付されません。

Q2. 時間外・休日の 1 日に 50 回以上の接種を行った場合、この制度による 10 万円の他に、

岐阜県独自の時間外・休日の接種に対する支援策を受けることはできますか。(更新)
A2. 市町村によっては、時間外・休日の 51 回目以降の接種に対して 1 回当たり 2,000 円を交付するところがあります。申請方法等については市町村にお尋ねください。

<支援制度 (d) について ※病院対象>

(d) 特別な接種体制を確保した場合であって、1 日に 50 回以上の接種を週 1 日以上達成する週が、8 月 1 日から 10 月 2 日までに 4 週間以上ある場合には、(c) に加えて、以下を加算

医師	1 人 1 時間当たり 7,550 円
看護師等	1 人 1 時間当たり 2,760 円

Q1. 病院が特別な接種体制を確保した場合に「医師」「看護師等」1 人 1 時間あたり一定額の支援が受けられますが、「看護師等」には、受付等の会場運営に係る事務職員も含まれますか。(更新)

A1. 新型コロナウイルスワクチンの接種業務に従事する方であれば、職種は限定されませんので、事務職員も対象となります。ただし、対象となる日は、1 日 50 回以上の接種を週 1 日以上達成する週が、8 月 1 日から 10 月 2 日までに 4 週間以上ある場合の条件を達成した週に属する 1 日 50 回以上の接種を行った日の業務に限ります。

Q2. 「特別な接種体制を確保した場合」にはどのような場合が該当するのでしょうか。

A2. 「通常診療とは別に、接種のための特別な人員体制を確保した場合」であり、例えば、次の事例が考えられます。

- ・担当部署に他部署から応援を呼んだ場合
- ・新たに人員を雇用した場合
- ・コロナワクチン外来等専門部門を新たに開設した場合
- ・診療時間を通常時より延長した場合（職員の増員は考慮しない）

なお、病院自体の増員を図っていなくても、接種専門の特別な人員を確保しているのであれば対象となります。また、時間数には、接種準備や希釈、接種、VRS への入力までの時間を含めてもよいです。

単にコロナワクチン接種業務を行うだけでは「特別な接種体制」に該当しません。

Q3. 上記を満たす場合、1 日に 50 回以上の接種を行った週に属する日で、50 回未満の接種を行った日に接種に当たった医師等の勤務時間については、支援の対象となりますか。(更新)

A3. 1 日 50 回以上の接種を週 1 日以上達成する週が、8 月 1 日から 10 月 2 日までに 4 週

間以上ある場合の条件を達成した週に属する1日50回以上の接種を行った日の勤務時間のみが対象となります。

<他の支援制度との併給について>

Q1. 時間外・休日の接種費用の上乗せ分(時間外 2,070 円→2,800 円、休日 2,070 円→4,200 円)と本交付金は併給可能でしょうか。

A1. 併給可能です。

Q2. 岐阜県独自の支援策である、時間外・休日の接種に対する支援(1回あたり 2,000 円)との併給は可能でしょうか。

A2.

- ・診療所が週 100 回以上または週 150 回以上の接種を 4 週以上継続したことに対する加算(1回 2,000 円または 3,000 円)との併給はできません。
- ・診療所・病院が1日50回以上の接種を行ったことに対する交付(1日10万円)を受けた際は、時間外・休日に50回以上の接種を行っている場合、51回目以降の接種について、追加で1回当たり2,000円の交付を受けることができます。ただし、この支援策(1回あたり2,000円)を実施している市町村に限ります。

別記様式（第4条関係）

年 月 日

岐阜県知事 様

住 所
医療機関等名称
代 表 者 名

岐阜県新型コロナウイルス感染症ワクチン個別接種促進事業費交付金
交付申請書

このことについて、下記により関係書類を添えて申請します。

記

- 1 申請額 金 円
- 2 新型コロナウイルスワクチン接種の実績報告書（様式2）
- 3 個別接種促進のための支援事業に係る請求書（様式3）
- 4 添付書類
 - (1) 預金通帳の写し（金融機関名、支店名、口座番号、口座名義人の分かる部分）
 - (2) その他知事が必要と認める書類

年 月 日

様

医療機関等名称

開設者氏名

電話番号

コロナウイルスワクチン接種の時間外及び休日対応に係る請求書

8月1日から10月2日の期間において、別紙報告書のとおりコロナウイルスワクチンの接種を実施したため、以下のとおり請求する。

請求金額

内訳

8月1日から10月2日の間

	接種回数 (予診のみも含める)	加算単価	加算額 (税抜き)	加算額 (税込み)
時間外	回	730円	円	円
休日接種回数	回	2,130円	円	円

(参考) 標榜する診療時間

日	
月	
火	
水	
木	
金	
土	
備考	

金融機関コード		支店コード	
金融機関名		支店名	
預金種別		口座番号	
フリガナ			
口座名義人			

新型コロナウイルスワクチン接種の実績報告書 (診療所)

(1/2)

下記のとおり、新型コロナウイルスワクチンの接種を行ったので報告する。

		(日)	(月)	(火)	(水)	(木)	(金)	(土)	週の接種回数	週の回数区分	備考	
		8/1	8/2	8/3	8/4	8/5	8/6	8/7				
接種回数 (予診のみを含めない)	職域以外									100回未満・100回以上・150回以上		
接種回数 (予診のみを含めない)	職域											
時間外の接種 (予診のみも含める)												
休日の接種 (予診のみも含める)	職域以外											
休日の接種 (予診のみも含める)	職域											
		8/8	8/9	8/10	8/11	8/12	8/13	8/14				
接種回数 (予診のみを含めない)	職域以外										100回未満・100回以上・150回以上	
接種回数 (予診のみを含めない)	職域											
時間外の接種 (予診のみも含める)												
休日の接種 (予診のみも含める)	職域以外											
休日の接種 (予診のみも含める)	職域											
		8/15	8/16	8/17	8/18	8/19	8/20	8/21				
接種回数 (予診のみを含めない)	職域以外									100回未満・100回以上・150回以上		
接種回数 (予診のみを含めない)	職域											
時間外の接種 (予診のみも含める)												
休日の接種 (予診のみも含める)	職域以外											
休日の接種 (予診のみも含める)	職域											
		8/22	8/23	8/24	8/25	8/26	8/27	8/28				
接種回数 (予診のみを含めない)	職域以外										100回未満・100回以上・150回以上	
接種回数 (予診のみを含めない)	職域											
時間外の接種 (予診のみも含める)												
休日の接種 (予診のみも含める)	職域以外											
休日の接種 (予診のみも含める)	職域											
		8/29	8/30	8/31	9/1	9/2	9/3	9/4				
接種回数 (予診のみを含めない)	職域以外									100回未満・100回以上・150回以上		
接種回数 (予診のみを含めない)	職域											
時間外の接種 (予診のみも含める)												
休日の接種 (予診のみも含める)	職域以外											
休日の接種 (予診のみも含める)	職域											
		9/5	9/6	9/7	9/8	9/9	9/10	9/11				
接種回数 (予診のみを含めない)	職域以外										100回未満・100回以上・150回以上	
接種回数 (予診のみを含めない)	職域											
時間外の接種 (予診のみも含める)												
休日の接種 (予診のみも含める)	職域以外											
休日の接種 (予診のみも含める)	職域											
		9/12	9/13	9/14	9/15	9/16	9/17	9/18				
接種回数 (予診のみを含めない)	職域以外									100回未満・100回以上・150回以上		
接種回数 (予診のみを含めない)	職域											
時間外の接種 (予診のみも含める)												
休日の接種 (予診のみも含める)	職域以外											
休日の接種 (予診のみも含める)	職域											
		9/19	9/20	9/21	9/22	9/23	9/24	9/25				
接種回数 (予診のみを含めない)	職域以外										100回未満・100回以上・150回以上	
接種回数 (予診のみを含めない)	職域											
時間外の接種 (予診のみも含める)												
休日の接種 (予診のみも含める)	職域以外											
休日の接種 (予診のみも含める)	職域											
		9/26	9/27	9/28	9/29	9/30	10/1	10/2				
接種回数 (予診のみを含めない)	職域以外									100回未満・100回以上・150回以上		
接種回数 (予診のみを含めない)	職域											
時間外の接種 (予診のみも含める)												
休日の接種 (予診のみも含める)	職域以外											
休日の接種 (予診のみも含める)	職域											

接種回数計 (予診のみを含めない)	0
時間外接種計 (予診のみも含める)	0
休日接種計 (予診のみも含める)	0

(支援対象であるか確認するため、該当する項目にレ点を記入してください。)

問1 本報告書の「接種回数(予診のみを含めない)」に集団接種である大規模接種会場・市町村特設会場の実績は含まれない。

問2 職域接種を実施していない → はい

(はいの場合問3以降に回答する必要はありません。)

↓ いいえ

問3 職域接種の実績は、本報告書の「接種回数(予診のみを含めない)」に全く含まれていない → はい

(はいの場合問4以降に回答する必要はありません。)

↓ いいえ

問4 本報告書の「接種回数(予診のみを含めない)」に含まれるのは以下の①及び②の両方を満たす職域接種の実績のみですか。 → はい

(条件を満たしていない職域接種は「接種回数(予診のみを含めない)」に計上することは出来ません。条件を満たさない職域接種の実績を除いた上で、問4で「はい」を選択ください。)

①中小企業の社員や学生等が出向いきて医療機関内で接種を行った。

(企業や大学などが指定した外部の接種会場に、医療機関が出張して接種した回数は含まれていない。)

②「中小企業(中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項に規定する中小企業を指す。)が商工会議所、総合型健保組合、業界団体等複数の企業で構成される団体を事務局として共同実施した職域接種」又は「文部科学省が別に定める地域貢献の基準を満たす大学、短期大学、高等専門学校、専門学校の職域接種で所属の学生も対象に実施した職域接種」である。

○職域接種を依頼した事務局等の名称(職域接種を申請した主体名)を以下に記載願います。

名称

(※共同実施した事務局に、様式例の提出を求め添付願います。)

○職域接種を依頼した大学等の名称(職域接種を申請した主体名)を以下に記載願います。

名称

上記が事実と相違ないことを証明する。

印

年 月 日

岐阜県知事 様

医療機関等名称

開設者氏名

電話番号

個別接種促進のための支援事業に係る請求書 (診療所)

8月1日から10月2日の期間において、別紙報告書のとおりコロナウイルスワクチンの接種を実施したため、以下のとおり請求する。

請求金額

内訳

8月1日から10月2日の間

150回以上接種した取扱いとする週

週 (4週以上で、該当する週の接種について3,000円加算)

100回以上接種した取扱いとする週

週 (4週以上で、該当する週の接種について2,000円加算)

接種回数 (予診のみを含めない)	週150回以上接種の加算		週100回以上接種の加算		1日50回加算	
	単価 3,000円/回		単価 2,000円/回		※同一日に左記の加算と重複は不可	
	回	円	円	円	日	円
8月1日の週						
8月8日の週						
8月15日の週						
8月22日の週						
8月29日の週						
9月5日の週						
9月12日の週						
9月19日の週						
9月26日の週						
合計	回	円	円	円	日	円

金融機関コード		支店コード	
金融機関名		支店名	
預金種別		口座番号	
フリガナ			
口座名義人			

年 月 日

様

医療機関等名称

開設者氏名

電話番号

コロナウイルスワクチン接種の時間外及び休日対応に係る請求書

8月1日から10月2日の期間において、別紙報告書のとおりコロナウイルスワクチンの接種を実施したため、以下のとおり請求する。

請求金額

内訳

8月1日から10月2日の間

	接種回数 (予診のみも含める)	加算単価	加算額 (税抜き)	加算額 (税込み)
時間外	回	730円	円	円
休日接種回数	回	2,130円	円	円

(参考) 標榜する診療時間

日	
月	
火	
水	
木	
金	
土	
備考	

金融機関コード		支店コード	
金融機関名		支店名	
預金種別		口座番号	
フリガナ			
口座名義人			

新型コロナウイルスワクチン接種の実績報告書 (病院)

下記のとおり、新型コロナウイルスワクチンの接種を行ったので報告する。

		(日)	(月)	(火)	(水)	(木)	(金)	(土)	週の合計 ※特別体制については、50回行った日の時間数のみ差し上げ	1日当たり 50回以上接種を 行った日	備考
		8/1	8/2	8/3	8/4	8/5	8/6	8/7			
接種回数 (予診のみを含めない)	職域以外										
接種回数 (予診のみを含めない)	職域									日	
時間外の接種 (予診のみも含める)									回		
休日の接種 (予診のみも含める)	職域以外										
休日の接種 (予診のみも含める)	職域								回		
(特別体制)医師の延べ時間									時間		
(〃)看護師等の延べ時間									時間		
		8/8	8/9	8/10	8/11	8/12	8/13	8/14			
接種回数 (予診のみを含めない)	職域以外										
接種回数 (予診のみを含めない)	職域									日	
時間外の接種 (予診のみも含める)									回		
休日の接種 (予診のみも含める)	職域以外										
休日の接種 (予診のみも含める)	職域								回		
(特別体制)医師の延べ時間									時間		
(〃)看護師等の延べ時間									時間		
		8/15	8/16	8/17	8/18	8/19	8/20	8/21			
接種回数 (予診のみを含めない)	職域以外										
接種回数 (予診のみを含めない)	職域									日	
時間外の接種 (予診のみも含める)									回		
休日の接種 (予診のみも含める)	職域以外										
休日の接種 (予診のみも含める)	職域								回		
(特別体制)医師の延べ時間									時間		
(〃)看護師等の延べ時間									時間		
		8/22	8/23	8/24	8/25	8/26	8/27	8/28			
接種回数 (予診のみを含めない)	職域以外										
接種回数 (予診のみを含めない)	職域									日	
時間外の接種 (予診のみも含める)									回		
休日の接種 (予診のみも含める)	職域以外										
休日の接種 (予診のみも含める)	職域								回		
(特別体制)医師の延べ時間									時間		
(〃)看護師等の延べ時間									時間		
		8/29	8/30	8/31	9/1	9/2	9/3	9/4			
接種回数 (予診のみを含めない)	職域以外										
接種回数 (予診のみを含めない)	職域									日	
時間外の接種 (予診のみも含める)									回		
休日の接種 (予診のみも含める)	職域以外										
休日の接種 (予診のみも含める)	職域								回		
(特別体制)医師の延べ時間									時間		
(〃)看護師等の延べ時間									時間		

		(日)	(月)	(火)	(水)	(木)	(金)	(土)	週の合計 ※特別体制については、50回行った日の時間数のみ足し上げ	1日当たり 50回以上接種を行った日	備考
		9/5	9/6	9/7	9/8	9/9	9/10	9/11			
		9/12	9/13	9/14	9/15	9/16	9/17	9/18			
接種回数 (予診のみを含めない)	職域以外										
接種回数 (予診のみを含めない)	職域									日	
時間外の接種 (予診のみも含める)									回		
休日の接種 (予診のみも含める)	職域以外										
休日の接種 (予診のみも含める)	職域								回		
(特別体制)医師の延べ時間									時間		
(〃)看護師等の延べ時間									時間		
		9/12	9/13	9/14	9/15	9/16	9/17	9/18			
接種回数 (予診のみを含めない)	職域以外										
接種回数 (予診のみを含めない)	職域									日	
時間外の接種 (予診のみも含める)									回		
休日の接種 (予診のみも含める)	職域以外										
休日の接種 (予診のみも含める)	職域								回		
(特別体制)医師の延べ時間									時間		
(〃)看護師等の延べ時間									時間		
		9/19	9/20	9/21	9/22	9/23	9/24	9/25			
接種回数 (予診のみを含めない)	職域以外										
接種回数 (予診のみを含めない)	職域									日	
時間外の接種 (予診のみも含める)									回		
休日の接種 (予診のみも含める)	職域以外										
休日の接種 (予診のみも含める)	職域								回		
(特別体制)医師の延べ時間									時間		
(〃)看護師等の延べ時間									時間		
		9/26	9/27	9/28	9/29	9/30	10/1	10/2			
接種回数 (予診のみを含めない)	職域以外										
接種回数 (予診のみを含めない)	職域									日	
時間外の接種 (予診のみも含める)									回		
休日の接種 (予診のみも含める)	職域以外										
休日の接種 (予診のみも含める)	職域								回		
(特別体制)医師の延べ時間									時間		
(〃)看護師等の延べ時間									時間		

接種回数計 (予診のみを含めない)	回
時間外接種計 (予診のみも含める)	回
休日接種計 (予診のみも含める)	回

(特別体制)医師の延べ時間計	時間
(〃)看護師等の延べ時間計	時間

(支援対象であるか確認するため、該当する項目にレ点を記入してください。)

問1 本報告書の「接種回数（予診のみを含めない）」に集団接種である大規模接種会場・市町村特設会場の実績は含まれない。

問2 職域接種を実施していない → はい

(はいの場合問3以降に回答する必要はありません。)

↓ いいえ

問3 職域接種の実績は、本報告書の「接種回数（予診のみを含めない）」に全く含まれていない → はい

(はいの場合問4以降に回答する必要はありません。)

↓ いいえ

問4 本報告書の「接種回数（予診のみを含めない）」に含まれるのは以下の①及び②の両方を満たす職域接種の実績のみですか。 → はい

(条件を満たしていない職域接種は「接種回数（予診のみを含めない）」に計上することは出来ません。条件を満たさない職域接種の実績を除いた上で、問4で「はい」を選択ください。)

(大学附属病院以外の場合)

①中小企業の社員や学生等が出向いきて医療機関内で接種を行った。

(企業や大学などが指定した外部の接種会場に、医療機関が出張して接種した回数は含まれていない。)

②「中小企業（中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業を指す。以下同じ。）が商工会議所、総合型健保組合、業界団体等複数の企業で構成される団体を事務局として共同実施した職域接種」又は「文部科学省が別に定める地域貢献の基準を満たす大学、短期大学、高等専門学校、専門学校（以下「大学等」という。）の職域接種で所属の学生も対象に実施した職域接種」である。

○職域接種を依頼した事務局等の名称（職域接種を申請した主体名）を以下に記載願います。

名称

(※共同実施した事務局に、様式例の提出を求め添付願います。)

○職域接種を依頼した大学等の名称（職域接種を申請した主体名）を以下に記載願います。

名称

(大学附属病院の場合)

①大学附属病院内で接種を行った。又は、大学の附属病院が当該大学内で接種を行った。

(企業や大学などが指定した外部の接種会場に、医療機関が出張して接種した回数は含まれていない。)

②「中小企業が商工会議所、総合型健保組合、業界団体等複数の企業で構成される団体を事務局として共同実施した職域接種」又は「文部科学省が別に定める地域貢献の基準を満たす大学等の職域接種で所属の学生も対象に実施した職域接種」である。

○職域接種を依頼した事務局等の名称（職域接種を申請した主体名）を以下に記載願います。

名称

(※共同実施した事務局に、様式例の提出を求め添付願います。)

○職域接種を依頼した大学等の名称（職域接種を申請した主体名）を以下に記載願います。

名称

上記が事実と相違ないことを証明する。

印

年 月 日

岐阜県知事 様

医療機関等名称

開設者氏名

電話番号

個別接種促進のための支援事業に係る請求書 (病院)

8月1日から10月2日の期間において、別紙報告書のとおりコロナウイルスワクチンの接種を実施したため、以下のとおり請求する。

請求金額

内訳

8月1日から10月2日の間

50回以上/日の接種を週1日以上達成した週

週 (4週以上で、医師・看護師等に係る追加交付)

(特別な接種体制を確保し、かつ、50回/日を週1日以上、4週間以上達成した場合)

	1日50回以上接種の加算		医師に係る追加交付		看護師等に係る追加交付	
	日	円	時間	円	時間	円
8月1日の週	日	円	時間	円	時間	円
8月8日の週	日	円	時間	円	時間	円
8月15日の週	日	円	時間	円	時間	円
8月22日の週	日	円	時間	円	時間	円
8月29日の週	日	円	時間	円	時間	円
9月5日の週	日	円	時間	円	時間	円
9月12日の週	日	円	時間	円	時間	円
9月19日の週	日	円	時間	円	時間	円
9月26日の週	日	円	時間	円	時間	円
合計	日	円	時間	円	時間	円

金融機関コード		支店コード	
金融機関名		支店名	
預金種別		口座番号	
フリガナ			
口座名義人			